公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６２８号
愛知県海部郡蟹江町富吉１丁目１番地　アーバンハイツ富吉101号
債務者　水流　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
滋賀県東近江市山路町287番地18
債務者　建部　美幸（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５７号
滋賀県東近江市山路町336番地５
債務者　赤田　有弥
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番16―505号
債務者　稲田恵司郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２６号
鳥取県西伯郡南部町清水川505番地36
債務者　角　　賢司
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３１号
鳥取県米子市三本松３丁目１番27号　Ａ－２号
債務者　福田　秋雄
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３２号
鳥取県米子市三本松３丁目１番27号　Ａ－２号
債務者　福田　　操
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２５１号
山口県下関市後田町２丁目１番13号
債務者　原田　稔子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
佐賀県唐津市二タ子5813番地３
債務者　波多　克彦
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２９号
佐賀県唐津市二タ子5813番地３
債務者　波多真由美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０６号
宮崎市大塚町権現前942番地　多田ハウス105号
債務者　甲斐千代美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３号
沖縄県石垣市字真栄里121番地１
債務者　下地　隆子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第９７号
盛岡市東松園４丁目６番２号
債務者　和野　真吾
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目１番地の１　市営住宅Ｂ―105
債務者　本田　　瞳（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
兵庫県明石市二見町東二見２番地　市住202号
債務者　中川夕美子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１1313号
債務者　田中　麗子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目12番地の５由多賀マンション202号
債務者　山住幸子こと　**黃　　芑**善
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係